

平成29年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成29年6月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後4時00分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	欠席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 国分 央      主幹 須田 幸知      主査 大森 充浩 主任 横手 康雄      主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第20号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p><b>日程第1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は14番、1番をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>8 番</p>	<p><b>日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第2 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>20日に農用地利用最適化推進委員と譲渡人、譲受人と現地確認をしました。申請地は県道川越日高線の栗坪交差点の南側に位置します。10年ほど前から譲受人が申請地を使用しており、申請地の北側には譲受人の自宅があり、そこから申請地への出入りが可能となっています。申請人は、ネギなどを栽培しており、販売はしていないとのことでした。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>8 番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は高麗神社の高麗家住宅の東側に位置します。現地には土に砂利が多少混じっており、ネギが作付けされている状態でした。販売はせずに自家消費分のみを栽培しているとのことでした。</p>
<p>議 長</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲受人の経営面積が5反に満たされていないが、農地を取得できるのですか。地区によって、下限面積を定めることができ、高麗地区に関しては経営面積と申請面積の合計が3反であれば取得が可能となります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p> <p>事務局より3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p>

議 長 8 番	<p>本件担当の 8 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は高麗神社からもくせい通りに出たところに位置します。現地はきれいに管理されており、里芋などが栽培されていました。</p>
事 務 局 事 務 局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請前から譲受人が譲渡人の農地に関わり耕作を行っていたこともあり、今後は自己の所有地として経営を行っていくものであります。譲受人は、販売農家ではありませんが、所有する農地の殆どは柚、梅などの果樹を栽培しており、当該申請地では、野菜を栽培する計画です。</p>
議 長 2 番	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲受人は遠方にお住まいの方ですが、譲受人に関して、申請地と居住地の距離の制限はありますか。</p>
事 務 局	<p>制限はありません。耕作地までの移動時間なども考慮して判断をお願いします。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
議 長	<p><b>日程第 3 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第 3 議案第 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議に入ります。1 番、2 番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。</p>
委 員 議 長 事 務 局 議 長 事 務 局	<p>はい</p> <p>事務局より 1 番、2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請人はともに専業主婦です。申請地は、巾着田の入口から入り、バス専用駐車場の南側道路を進み、佐島牧場手前に位置する土地です。現地の状況は、休耕地であり保全管理をしている状況です。当該申請地は巾着田の中に位置しており、9 月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればと思い計画をしたものです。現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われま。</p>
議 長 12 番 事 務 局	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>駐車場については有料ですか。また、5 条の申請にはならないのですか。</p> <p>駐車場は有料になります。申請については、自己の所有地の権利移転が発生しない案件であるため、4 条での申請となります。</p>

議 員	長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	員	ありません。
議 長	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員	員	異議なし。
議 長	長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
<p><b>日程 4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について</b></p>		
議 長	長	日程 4 議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。
事 務 局	議 長	<議案朗読>
事 務 局	議 長	事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
	事 務 局	土地所有者は会社役員です。行為者は、無職ですが、過去に市内で店舗を構え、肉販売業を営んでいました。申請地は巾着田内の南の位置、ログトイレの近くに位置する土地です。現地の状況は休耕地であり、自己保全をしている状況です。9月からの曼珠沙華開花時期に申請地において、地域活性化のために地元の農畜産物（野菜、ブルーベリーなど）の販売する店舗用地として一時転用するものです。当該申請地を店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思われま
議 長	長	質疑がありましたらお願いします。
12 番		毎年、一時転用がされているとのことですが、畑として利用されていない可能性があると思いますがどうですか。
事 務 局		申請地は保全管理している土地になります。農業委員会としては一時転用後は農地に復して耕作していただきたいところですが。一部でも作付けをしていただきたいということは、事務局からも申請者に伝えております。
13 番		農地に復した後に、作付けをしなければ翌年の申請を受け付けないということにしてはどうですか。
事 務 局		総会の審議結果として一時転用後に必ず作付けを行うことという意見を付すことはできます。
3 番		農業委員会として一時転用後に必ず作付けを行うことという意見を付してください。
事 務 局		4条申請についても、毎年、一時転用の申請がされている案件ですが、同様に意見を付すことでよろしいですか。
委 員	員	はい
議 長	長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	員	ありません。
議 長	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員	員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長 事 務 局 議 長 3 番	事務局より 2 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 3 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 農地利用最適化推進委員と現地を確認しました。譲渡人は譲受人の実父と祖母で申請内容は住宅を建設するものです。申請地は、申請地と周辺の土地が一体として使用されておりました。排水は浄化槽を設置して処理するとのこと。周辺への影響はないと思われま。
議 長 12 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	質疑がありましたらお願いします。 申請地の農地区分は何ですか。 2 種農地になります。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長 事 務 局 議 長 6 番	事務局より 3 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 6 番より申請地の状況について説明をお願いします。 17 日に現地確認をしました。申請地は市役所通りを北へ進み理容室の東側にある道を北へ進み、突き当りを右へ進んだところに位置します。譲受人は譲渡人の息子とのこと。現地はきれいに管理されている状態でした。
議 長 事 務 局	事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、現在坂戸市の妻の実家において、6人世帯で生活しております。譲受人の職業は土建業で、当該申請地に隣接した土地を資材置場としており、自己の仕事の効率性、また、子供の成長に伴い現在の生活スペースに手狭となってきたことから、今回の申請に至っております。なお、当該申請地の選定については、譲受人には兄が 2 人おり、実父の家に入る予定もあり、同居できないことも理由としております。申請地の農地区分は 2 種農地であり、計画目的に必要性があると判断できるため、許可相当と考えます。
議 長 委 員 議 長	質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可相当で異議ございませんか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

<p>議 長</p>	<p><b>日程第 5 議案第20号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b></p> <p>日程第 5 議案第20号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p>
<p>委 員 議 長 5 番</p>	<p>&lt;議案朗読&gt;</p> <p>本件担当の 5 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は借受人の住居と隣接したところにあり、飼料用作物であるとうもろこしが作付されていました。申請内容としては利用権の更新であり自宅からも近く、これまでも借りていた場所のため、更新を行いたいとのことでした。</p>
<p>議 長 13 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>利用権の更新とのことだが、前回も申請されていますか。</p> <p>5 年前に申請しております。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 8 番</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>&lt;議案朗読&gt;</p> <p>本件担当の 8 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>栗坪の申請地は県道川越日高線の楡木のバス停の西側の道を北へ進み、しばらく進み右折したところに位置します。現地はじゃがいも、玉ねぎが作付されており、周辺農地にはブルーベリーが作付されていました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>新堀の申請地は、もくせい通りから富士見台幼稚園の北側へ進んだところに位置し、里芋、とうもろこしなど 10 種類ほどの作物が栽培されていました。申請地の東側には物置小屋があり、道路側にはビニールハウスがありました。周辺の農地には、ブルーベリーや栗が作付されていました。</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>梅原の申請地については、保全管理をしながら、一部作付けがされている状態でした。今回設定する農地は、現地の耕作や管理などを申請人が行っております。今後の事も考慮し、実際の耕作者とするため、権利を設定するものです。</p>
<p>議 長 12 番 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>貸付人と借受人はどういった関係ですか。</p> <p>貸付人は借受人の姉になります。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>

<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議長 事務局 事務局 9番</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の9番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は、旭ヶ丘の南西部から西へ進んだところに位置します。借受人は、加工用のカブを栽培している農家です。現地は土壤の消毒をしてあり、ビニールを全体に張り、次回の作付けに向けて準備をしているところでした。貸付人は先日、お亡くなりになられたそうです。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 今回の申請は、平成24年7月1日に設定して権利が6月で満了となるため、更新の設定をするものです。借受人は主にカブを栽培しており、業務用の漬物の材料とすることが主な販路であります。また、夏場だけキュウリを栽培し、出荷しているとのこと。譲渡人については、相続人の承諾は得ており、更新手続きに支障ないものと判断しております。相続登記完了後は、相続人の名義に変更されるものです。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p><b>日程第6 専決処分の報告について</b> 日程第6専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印